

平成 18 年度
水質汚濁防止法等の施行状況

平成 20 年 2 月

環境省水・大気環境局水環境課

目 次

1	はじめに	1
2	特定事業場の状況について	1
	（1）特定事業場数	1
	（2）特定事業場の業種別内訳	2
3	水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について	2
	（1）水質汚濁防止法	2
	ア 届出関係、計画変更命令等	2
	イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令	3
	ウ 立入検査	4
	エ 排水基準違反	4
	オ 事故時の措置及び緊急時の措置	4
	カ 生活排水対策重点地域の指定	5
	キ 水質総量規制	5
	（2）瀬戸内海法	6
	ア 許可、措置命令	6
	イ 自然海浜保全地区の指定	6
	（3）湖沼法	7
	ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等	7
	イ 改善命令等	7

<図表編>

表 1	排水量規模別特定事業場数	9
表 2	都道府県・政令市別特定事業場数	10
表 3	指定湖沼別湖沼特定事業場数等	13
表 4	特定事業場の上位 10 業種	15
表 5	特定事業場の業種別内訳	16
表 6	届出関係、計画変更命令等	23
表 7	改善命令、立入検査、行政指導件数等	26
表 8	計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳	32
表 9	排水基準違反、事故時の措置件数等	33
表 10	排水基準違反等の違反業種、違反項目別内訳	36
表 11	水質総量規制に係る指定地域内事業場数等	37
表 12	計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳	39
表 13	瀬戸内海法に基づく許可、措置命令および届出等	40
表 14	瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳	41
表 15	湖沼特定施設等の届出件数等	42
参考	平成 16 年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）	43

1 はじめに

水質保全行政の目標として、公共用水域の水質等について達成し、維持することが望ましい基準として環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準が設定され、これを維持達成するために各種施策が講じられているところである。

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）（以下「瀬戸内海法」という。）及び湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）（以下「湖沼法」という。）は、汚濁物質の主要な発生源である工場、事業場からの排水を規制すること等によって公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図っており、各種の水質汚濁防止施策のうちで最も重要な施策のひとつである。

本調査は、平成18年度におけるこれら水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法に定められている各規定の施行状況について、その件数や内容等を把握することにより、今後の水環境行政の円滑な推進に資することを目的として実施するものである。

2 特定事業場の状況について

水質汚濁防止法においては、工場、事業場から公共用水域に水を排出する者又は特定地下浸透水を浸透させる者は、特定施設の設置等に際して、所定の事項を都道府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）に届け出ることになっている。

また、瀬戸内海法においては、瀬戸内海13関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に関係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一日当たりの最大量が50m³未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）の設置等に際し、府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）の許可を受け、又は届出を行うこととなっている。

一方、湖沼法では、指定湖沼の水質汚濁に関係があると認められる地域（指定地域）において、指定施設の設置等の際には、所定の事項を都道府県知事に届け出ることになっている。

（1）特定事業場数

水質汚濁防止法及び瀬戸内海法の規定に基づき届出又は許可のあった特定施設を設置する工場、事業場（以下「特定事業場」という。）の数を表1に示す。平成19年3月末現在において、水質汚濁防止法上の特定事業場数は284,973（286,601）、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場の数は4,118（4,158）、合計で289,091（290,759）であり、平成18年3月末現在と比較すると、特定事業場数はやや減少した（括弧内数字は平成18年3月末現在の数値。以下この項目において同じ。）。また、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数は20（15）であった。

BODやSS等の生活環境項目に係る一律排水基準は、一日当たりの平均排水量が50m³以上の特定事業場に適用されるが、その対象事業場数は36,139（36,543）と全体の約13%である。また、カドミウムや鉛等の有害物質に係る一律排水基準は、排水量の多少にかかわらず、すべての特定事業場に適用されるが、一日当たりの平均排水量が50m³以上の特定事業場のうち、

有害物質使用特定事業場の数は 4,471 (4,424) で全特定事業場数の約 2%、一日当たりの平均排水量が 50m³ 未満の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は 11,234 (10,567) で全特定事業場数の約 4%であった。なお、全特定事業場数に占める有害物質使用特定事業場の数は 15,705 (14,991) であり、全体の約 5%であった。都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の特定事業場数の内訳を**表 2**に示す。

一方、湖沼法に基づく指定湖沼について、平成 19 年 3 月末現在における湖沼特定事業場等の数を**表 3**に示す。湖沼特定事業場の総数は 2,111 (1,791) であり、うちみなし指定地域特定施設を設置する事業場数は 918 (846) であった。また、指定施設及び準用指定施設の数はそれぞれ 127 (148)、1,256 (1,172) であり、これらを合計した事業場の総計は 3,494 (3,111) であった。

なお、これら 2,111 の湖沼特定事業場を指定湖沼別に見ると、釜房ダム貯水池 16 (約 1%)、霞ヶ浦 363 (約 17%)、印旛沼 178 (約 8%)、手賀沼 107 (約 5%)、諏訪湖 83 (約 4%)、野尻湖 0 (0%)、琵琶湖 831 (約 39%)、児島湖 253 (約 12%)、中海 124 (約 6%)、宍道湖 156 (約 7%) であった。

(2) 特定事業場の業種別内訳

特定事業場を水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる業種別に見たときの、上位 10 業種を**表 4**に示す。数の多い方から順に旅館業、畜産農業、自動式車両洗浄施設となっている。なお、これら 10 業種の事業場数の総計は 219,482 であり、全特定事業場数の約 76%にあたる。

また、これら 219,482 事業場のうち、一日当たりの平均排水量が 50m³ 未満の事業場数は 197,340 であり、全体の約 90%を占めることから、これらの事業場は概して規模の小さいものが多い。

特定事業場の業種別の内訳を**表 5**に示す。

3 水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について

(1) 水質汚濁防止法

ア 届出関係、計画変更命令等

工場や事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、水質汚濁防止法（以下この項目において「法」という。）第 5 条第 1 項に基づく届出を、工場や事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、法第 5 条第 2 項に基づく届出を行うこととされている。また、法第 5 条の届出又は経過措置に係る届出をした者が、その届出に係る特定施設について、構造や使用の方法等を変更しようとするときは、法第 7 条に基づく届出が必要とされる。

一方で、都道府県知事は、それらの届出があった場合において、特定事業場の排水水が排水基準に適合しないと認めるときや特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に届出に係る特

定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法に関する計画の変更等を命ずることができる（法第 8 条）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の届出関係、計画変更命令等に係る施行状況を表 6 に示す。法第 5 条第 1 項に係る届出数は 6,271 件、法第 5 条第 2 項に係る届出数は 8 件であり、法第 5 条の届出総数は 6,279 件であった。また、法第 7 条に基づく届出数は 3,963 件であった。

一方、法第 8 条に基づく計画変更命令等の適用事例はなかった。

イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令

都道府県知事は、特定事業場からの排出水が排水基準に適合しないおそれがあると認めるときや、環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法の改善を命じ、又は特定施設の使用や排出水の排出、特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる（法第 13 条第 1 項、法第 13 条の 2 第 1 項）。

また、都道府県知事は、特定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定事業場の設置者や設置者であった者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質浄化のための措置をとることを命ずることができる（法第 14 条の 3 第 1 項、同第 2 項）。

ただし、鉱山や電気工作物、廃油処理施設については、法第 5 条に基づく特定施設の設置の届出や法第 8 条又は第 8 条の 2 に基づく計画変更命令等の規定は適用されず（法第 23 条第 2 項）、この計画変更命令等について、都道府県知事は、これらの施設や鉱山を管轄する国の行政機関の長に対し、当該規定に相当する措置を執るべきことを要請することができる（法第 23 条第 4 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の改善命令、一時停止命令の発動件数を表 7 に示すとともに、発動の業種別の内訳を表 8 に示す。

平成 18 年度における改善命令の件数は 37 件であり、一時停止命令の件数は 1 件であった。これを業種別の内訳（表 8）で見ると、改善命令については、豆腐・煮豆製造業及び洗たく業に対して発動されたものがそれぞれ 4 件と最も多く、次いでし尿処理施設が 3 件となっていた。一方、一時停止命令については、水産食料品製造業（1 件）に対して発動されたものであった。なお、一時停止命令の発動（1 件）は改善命令とともに発動されたものである。

一方、法第 14 条の 3 に基づく地下水の浄化措置命令の発動件数は 0 件であり、法第 23 条第 4 項に基づき都道府県知事から国の行政機関の長に対してなされた措置の要請件数も 0 件であった。

また、こうした改善命令等の発動までには至らないが、工場、事業場に対して指導や勧告、助言等の行政指導を実施した件数は 7,670 件であり、公共用水域関係では 7,579 件、地下水関係では 91 件であった。

ウ 立入検査

都道府県知事は、水質汚濁防止法の施行に必要な限度において、その職員に、特定事業場に立ち入り、特定施設や汚水等の処理施設を始め、特定施設において使用する原料や当該特定事業場敷地内の土壌、地下水等について検査させることができる（法第 22 条第 1 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の立入検査の状況を表 7 に示す。昼間立入が 45,996 件、夜間立入が 768 件で立入件数は計 46,764 件であった。なお、46,764 件のうち、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場に対する立入件数は 6,083 件であった。

エ 排水基準違反

法第 12 条第 1 項の規定に基づき、排出水を排出する者は、排水基準に適合しない排出水を排出してはならないこととされている。これに違反した場合は、6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる（法第 31 条第 1 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の排水基準等違反の件数を表 9 に示すとともに、排水基準違反の違反業種別及び違反項目別の内訳を表 10 に示す。

平成 18 年度における排水基準違反の件数は 12 件であり、違反摘発の契機について見ると、警察、海上保安庁の調査によるものが 12 件であった。

また、違反業種はその他無機化学工業製品製造業が 2 件、みそ・醤油・グルタミン酸ソーダ・食酢等の製造業、動植物性油脂製造業、金属製品・機械器具製造業、石炭火力発電の廃ガス洗浄施設、ガス供給業・コークス製造業、電気めっき施設、洗たく業、自動式車両洗浄施設、し尿処理施設、下水道終末処理施設がそれぞれ 1 件であり、違反項目は pH が 6 件、ノルマルヘキサン抽出物質含有量が 3 件、BOD、SS、COD、六価クロムがそれぞれ 1 件（1 事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反項目別の合計件数は必ずしも一致しない）。排水基準違反 12 件のうち、起訴件数は 5 件であり、それらの判決内容は、行為者に罰金が科せられた事例が 2 件、行為者、法人共に罰金が科せられた事例が 3 件であった。

オ 事故時の措置及び緊急時の措置

特定施設の破損等により有害物質や油を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、特定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質や油を含む水の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第 14 条の 2 第 1 項）。

さらに、特定事業場以外の工場や事業場で貯油施設等を設置する者についても、当該貯油施設等の破損等により油を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに当該油を含む水の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならないとされている（法第 14 条の 2 第 2 項）。

そして、都道府県知事は、特定事業場の設置者や貯油事業場等の設置者がこれらの応急の

措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずべきことを命ずることができる（法第 14 条の 2 第 3 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の事故時の措置件数を表 9 に示す。法第 14 条の 2 第 1 項に係る届出数は 192 件（内訳：公共用水域関係 184 件、地下水関係 8 件）であり、法第 14 条の 2 第 2 項に係る届出数は 308 件（内訳：公共用水域関係 295 件、地下水関係 13 件）であった。一方、平成 18 年度に発動された応急措置命令は 0 件であった。

また、公共用水域において、異常濁水等の事由により水質汚濁が著しくなり、人の健康や生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合には、都道府県知事は、当該公共用水域に排出水を排出する者に対し、排出水の量の減少等の必要な措置をとるべきことを命ずることができるが（法第 18 条）、平成 18 年度に発動された緊急時の措置命令は 0 件であった。

カ 生活排水対策重点地域の指定

平成 2 年の水質汚濁防止法等の一部改正により、生活排水対策の推進のための制度が設けられた。都道府県知事は、水質環境基準が現に確保されていない等の公共用水域において、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質汚濁に関係がある区域を生活排水対策重点地域として指定しなければならない（法第 14 条の 7）。

また、生活排水対策重点地域をその区域に含む市町村（生活排水対策推進市町村）は、生活排水処理施設の整備に関する事項や生活排水対策に係る啓発に関する事項について、生活排水対策推進計画を策定しなければならないとされている（法第 14 条の 8）。

平成 18 年度における生活排水対策重点地域の指定は 1 件であり、また、指定範囲の変更を伴う指定地域の変更は 1 件であった。なお、平成 19 年 3 月末現在、210 地域（42 都道府県 351 市町村）で指定がされている。

キ 水質総量規制

昭和 53 年の水質汚濁防止法等の一部改正により、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海（指定水域）において、化学的酸素要求量（COD）を指定項目として、汚濁負荷量の総量を一定量以下に削減する水質総量規制制度が導入された。また、平成 13 年 12 月には、水質汚濁防止法施行令が一部改正となり、指定項目として窒素含有量及びりん含有量が追加された。

水質総量規制制度では、指定地域内の日平均排水量 50m³ 以上の特定事業場（指定地域内事業場）については、排水規制に加え総量規制基準の遵守が義務づけられている（法第 12 条の 2）。

都道府県知事は、法第 5 条又は法第 7 条の届出があった場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場について、当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に届出に係る污水や廃液の処理方法の改善等を採用すべきことを命ずることができる（法第 8 条の 2）。

また、都道府県知事は、汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該指定地域内事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等を採用すべきことを命ずることができる（法第 13 条第 3 項）。

一方で、指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出ることとなっている（法第 14 条第 3 項）。また、指定地域内特定事業場から排出水を排出する者は、排出水の汚濁負荷量を測定し、記録しなければならない（法第 14 条第 2 項）、本規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者は、20 万円以下の罰金に処せられる（法第 33 条）。

指定地域内事業場数及び水質総量規制に係る施行状況を表 11、表 12 に示す。平成 19 年 3 月末現在における指定地域内事業場の数は 12,577 であり、平成 18 年 3 月末現在（12,629）と比較すると事業場数はやや減少した。指定地域内事業場の指定水域別の内訳を見ると、東京湾 1,936（約 15%）、伊勢湾 3,739（約 30%）、瀬戸内海 6,902（約 55%）であった。また、法第 14 条第 3 項に係る届出数は 1,198 件であった。

水質総量規制に関する違反は 2 件であり、2 件とも排出水の汚濁負荷量の測定について虚偽の記録をしたものであった。なお、法第 8 条の 2 に基づく計画変更命令等及び法第 13 条第 3 項に基づく改善措置命令については、適用事例はなかった。

（2）瀬戸内海法

ア 許可、措置命令

瀬戸内海法においては、瀬戸内海 13 関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に関係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一当たりの最大量が 50m³ 未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）を設置しようとするときは、府県知事の許可を受けなければならない（瀬戸内海法第 5 条第 1 項）。また、当該許可を受けた者が、その許可に係る特定施設について構造や使用の方法等を変更しようとするときは、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に基づく府県知事の許可が必要とされる。

一方で、府県知事は、瀬戸内海法第 5 条第 1 項の規定に違反して特定施設を設置した者や、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に違反して同項に規定する事項を変更した者に対して、当該特定施設の除却や操業の停止、当該違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる（瀬戸内海法第 11 条）。

瀬戸内海法に基づく許可や措置命令等に係る施行状況を表 13 に示すとともに、措置命令の発動の業種別内訳を表 14 に示す。瀬戸内海法第 5 条第 1 項に係る申請数は 332 件、瀬戸内海法第 8 条第 1 項に係る申請数は 483 件であった。また、瀬戸内海法第 11 条に基づく措置命令は、第 5 条関係が 1 件、第 8 条関係は 0 件であった。

イ 自然海浜保全地区の指定

瀬戸内海法において、関係府県は、条例で定めるところにより、瀬戸内海の内海地やこれに面する海面のうち、水際線付近において砂浜や岩礁、これらに類する自然の状態が維持さ

れているものであって、海水浴や潮干狩りなど公衆によって利用されており、かつ、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められる区域を自然海浜保全地区として指定することができる（瀬戸内海法第12条の7）。そして、同地区内において工作物の新築や土地の形質変更、鉱物の掘採等をしようとする者には必要な届出をさせ、関係府県は、当該届出をした者に対して同地区の保全と適正な利用のための必要な勧告又は助言をすることができる（瀬戸内海法第12条の8）。

平成18年度における自然海浜保全地区の指定は0件であり、自然海浜保全地区内の工作物の新築等の届出件数は6件であった。なお、平成19年3月末現在における自然海浜保全地区の指定総数は91件となっている。

（3）湖沼法

ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等

湖沼法では、指定湖沼において、工場、事業場からの汚濁負荷の流入を極力抑制するため、従来の水質汚濁防止法による排水規制に加え、湖沼特定施設を設置する工場、事業場で一日当たりの平均排水量が50m³以上のものに対し、これを湖沼特定事業場として汚濁負荷量の規制を行うこととしている（湖沼法第7条第1項）。また、湖沼の水質汚濁の原因となる物を発生し、かつ公共用水域に排出している施設であって、湖沼の水質保全上排水規制により難い施設については、これを「指定施設」として指定し、この指定施設を設置しようとする者は、都道府県知事に対し届出を行うこととされている（湖沼法第15条第1項）。

一方、湖沼特定施設について、水質汚濁防止法第5条第1項や第7条の規定による届出があった場合において、その届出に係る湖沼特定施設が設置される湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に当該湖沼特定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等を採用すべきことを命ずることができる（湖沼法第8条）。

平成18年度における湖沼特定施設の設置届出の件数（水質汚濁防止法第5条）は、**表15**に示すように299件であり、湖沼特定施設の構造等の変更届出の件数（水質汚濁防止法第7条）は226件であった。一方、指定施設の設置届出の件数（湖沼法第15条第1項）や指定施設の構造等の変更届出の件数（湖沼法第17条第1項）は0件であった。また、湖沼特定事業場に対する計画変更命令等の適用事例もなかった。

イ 改善命令等

都道府県知事は、湖沼特定事業場において、当該湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該湖沼特定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等を採用すべきことを命ずることができる（湖沼法第10条）。

また、都道府県知事は、指定施設を設置している者が、当該指定施設について都道府県が条例で定める構造や使用の方法に関する基準を遵守していないと認めるときは、期限を定め

て当該指定施設の構造や使用の方法を改善すべきことを勧告することができる（湖沼法第 20 条第 1 項）。さらには、その勧告に従わないで当該指定施設を使用しているときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法の改善を命ずることができる（湖沼法第 20 条第 2 項）。

平成 18 年度における改善勧告（湖沼法第 20 条第 1 項）の件数は 0 件であり、改善命令（湖沼法第 20 条第 2 項）についても 0 件であった。また、湖沼法第 10 条に基づく改善命令等の適用事例も 0 件であった。

なお、こうした改善命令等の発動までに至らないが、湖沼特定事業場に対して指導や勧告、助言等の行政指導を実施した件数は、文書による指導が 62 件、口頭による指導が 24 件で、内容は処理施設の改善が 25 件、その他が 65 件であった。

表1 排水量規模別特定事業場数

区 分		全 特 定 事 業 場 数	排 水 量 規 模			
			①一日当たり の平均排水量 50m ³ 以上 の事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場	③一日当たり の平均排水量 50m ³ 未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場
A 平成 19年 3月 末 現在		289,091 (20)	36,139	4,471 (1)	252,952	11,234 (19)
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	284,973 (20)	32,297	3,820 (1)	252,676	11,191 (19)
	瀬戸内海法上 の特定施設を 設置する 工場、事業場	4,118	3,842	651	276	43
B 平成 18年 3月 末 現在		290,759 (15)	36,543	4,424 (1)	254,216	10,567 (14)
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	286,601 (15)	32,669	3,821 (1)	253,932	10,534 (14)
	瀬戸内海法上 の特定施設を 設置する 工場、事業場	4,158	3,874	603	284	33
対 前 年 比 A / B		(99%)	(99%)	(101%)	(100%)	(106%)
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	(99%)	(99%)	(100%)	(100%)	(106%)
	瀬戸内海法上 の特定施設を 設置する 工場、事業場	(99%)	(99%)	(108%)	(97%)	(130%)

(注) 括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数(1)

		水質汚濁防止法上の特定事業場					瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場				
		総数	①		③		総数	①		③	
			平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場
1	北海道	5,872	1,259	46	4,613	92					
2	青森県	4,328	342	30	3,986	33(3)					
3	岩手県	4,896	610	46	4,286	86					
4	宮城県	5,862	469	46	5,393	68					
5	秋田県	3,862	541	63	3,321	134(1)					
6	山形県	3,674	506	54	3,168	81					
7	福島県	5,394	689	166	4,705	235					
8	茨城県	9,043	1,019	114	8,024	168(3)					
9	栃木県	7,309	1,052	106	6,257	163					
10	群馬県	4,312	921	91	3,391	126(1)					
11	埼玉県	7,452	813	113	6,639	479					
12	千葉県	8,283	832	115	7,451	196(1)					
13	東京都	1,557	116	10	1,441	304(7)					
14	神奈川県	3,365	288	35	3,077	116					
15	新潟県	9,174	935	123	8,239	525					
16	富山県	2,490	423	85	2,067	119					
17	石川県	3,399	533	60	2,866	117					
18	福井県	2,280	331	54	1,949	60					
19	山梨県	4,674	432	40	4,242	145					
20	長野県	11,076	1,176	148	9,900	432					
21	岐阜県	7,919	1,061	95	6,858	172					
22	静岡県	7,715	1,163	204(1)	6,552	190(1)					
23	愛知県	9,728	1,357	237	8,371	379					
24	三重県	7,609	919	61	6,690	118					
25	滋賀県	2,866	503	29	2,363	102					
26	京都府	3,726	282	38	3,444	267	141	121	21	20	7
27	大阪府	2,080	152		1,928	94	288	264	41	24	1
28	兵庫県	7,390	596	90	6,794	525	486	444	107	42	17
29	奈良県	2,725	225		2,500	121	240	235	17	5	
30	和歌山県	3,009	414	5	2,595	35	124	121	3	3	
31	鳥取県	1,782	289	5	1,493	46					
32	島根県	3,341	404	40	2,937	59					
33	岡山県	3,215	194		3,021	68	249	232	26	17	
34	広島県	4,221	581	223	3,640	695	284	257	44	27	4
35	山口県	3,295	249	14	3,046	140	276	267	113	9	2
36	徳島県	3,372	158	1	3,214	22	245	233	42	12	1
37	香川県	3,539	122		3,417	33	237	214	20	23	3
38	愛媛県	3,845	206	4	3,639	39	245	232	15	13	
39	高知県	2,681	283	43	2,398	55					
40	福岡県	5,350	713	72	4,637	142	53	50	6	3	
41	佐賀県	2,907	412	30	2,495	80					
42	長崎県	4,253	242	22	4,011	90					
43	熊本県	8,066	616	26	7,450	66					
44	大分県	4,193	224	2	3,969	57	174	171	8	3	
45	宮崎県	3,378	394	13	2,984	30					
46	鹿児島県	4,707	741	58	3,966	213					
47	沖縄県	1,497	343	10	1,154	15					
	都道府県計	226,711	26,130	2,867(1)	200,581	7,532(17)	3,042	2,841	463	201	35
	政令市計	58,262	6,167	953	52,095	3,659(2)	1,076	1,001	188	75	8
	合計	284,973	32,297	3,820(1)	252,676	11,191(19)	4,118	3,842	651	276	43

表2 都道府県・政令市別特定事業場数(2)

		水質汚濁防止法上の特定事業場					瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場又は事業場					
		総数	①		③		総数	①		③		
			平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場	
1	札幌市	95	44	4	51	3						
2	函館市	225	45		180	3						
3	旭川市	180	30	3	150	9						
4	青森市	518	68	8	450							
5	八戸市	648	80	12	568	8(1)						
6	盛岡市	450	40	6	410	24						
7	仙台市	855	69	11	786	30						
8	秋田市	448	88	25	360	59						
9	山形市	615	84	9	531	27						
10	福島市	637	127	15	510	16						
11	郡山市	792	121	31	671	37						
12	いわき市	1,076	185	36	891	29						
13	水戸市	537	53	1	484	1						
14	宇都宮市	911	94	10	817	33						
15	前橋市	472	98	10	374	20						
16	高崎市	700	94	20	606	24						
17	さいたま市	988	90	20	898	53						
18	川越市	367	41	11	326	83						
19	川口市	156	21	7	135	24						
20	所沢市	174	22	5	152	13						
21	草加市	177	14	6	163	19						
22	越谷市	294	23	1	271	28						
23	千葉市	531	67	28	464	22						
24	市川市	409	88	18	321	15						
25	船橋市	653	218	6	435	19						
26	松戸市	345	45	13	300	16						
27	柏市	223	36	5	187	19(1)						
28	市原市	578	96	27	482	11						
29	八王子市	623	52	8	571	84						
30	町田市	109	23	3	86	30						
31	横浜市	1,647	92	41	1,555	291						
32	川崎市	757	63	35	694	65						
33	横須賀市	291	15	9	276	40						
34	平塚市	314	14	4	300	77						
35	藤沢市	226	25	13	201	46						
36	小田原市	309	37	12	272	16						
37	茅ヶ崎市	115	8	3	107	21						
38	相模原市	1,038	40	8	998	115						
39	厚木市	344	9	3	335	50						
40	大和市	158	15	5	143	25						
41	新潟市	1,520	160	13	1,360	118						
42	富山市	940	233	52	707	38						
43	金沢市	580	78	13	502	39						
44	福井市	492	118	11	374	26						
45	甲府市	628	53	14	575	129						
46	長野市	1,174	108	24	1,066	135						
47	松本市	736	56	5	680	38						
48	岐阜市	908	78	11	830	35						
49	静岡市	1,017	142	24	875	43						
50	浜松市	2,030	228	38	1,802	69						

表2 都道府県・政令市別特定事業場数（3）

	水質汚濁防止法上の特定事業場					瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場又は事業場				
	総数	①	②うち有害物質使用特定事業場（地下浸透分）	③	④うち有害物質使用特定事業場（地下浸透分）	総数	①	②うち有害物質使用特定事業場	③	④うち有害物質使用特定事業場
		平均排水量50m ³ /日以上 の事業場数		平均排水量50m ³ /日未満 の事業場数			平均排水量50m ³ /日以上 の事業場数		平均排水量50m ³ /日未満 の事業場数	
51 沼津市	964	92	15	872	11					
52 富士市	652	148	22	504	28					
53 名古屋市	440	80	21	360	54					
54 豊橋市	804	103	20	701	27					
55 岡崎市	531	102	10	429	28					
56 一宮市	646	100	16	546	46					
57 春日井市	541	79	16	462	48					
58 豊田市	1,005	170	27	835	28					
59 四日市市	875	108	18	767	17					
60 大津市	418	50	9	368	29					
61 京都市	1,162	11	4	1,151	6	34	30	5	4	
62 大阪市	71	12		59	26	15	13	7	2	
63 堺市	507	7		500	112	75	74	26	1	
64 岸和田市	347	7		340	59					
65 豊中市	47	2		45	7					
66 吹田市	72	4		68	3					
67 高槻市	201	15		186	47	14	14	5		
68 枚方市	198	26	2	172	18					
69 茨木市	85	2		83	15					
70 八尾市	391	13		378	62					
71 寝屋川市	189	8		181	27					
72 東大阪市	345	29		316	25	11	11	1		
73 神戸市	742	42	1	700	84	50	47		3	
74 姫路市	478	59		419	15	77	72	7	5	1
75 尼崎市	82	5		77	6					
76 明石市	147	8	4	139	2					
77 西宮市	195	4		191	29					
78 加古川市	238	15		223	19					
79 宝塚市	101			101	9					
80 奈良市	347	19	2	328	13	28	23	3	5	
81 和歌山市	735	52	7	683	43	83	78	10	5	
82 鳥取市	569	94	7	475	27					
83 岡山市	1,087	78		1,009	33	117	107	12	10	1
84 倉敷市	895	21		874	23	150	139	36	11	4
85 広島市	1,009	45		964		43	39		4	
86 呉市	680	30	1	650	63					
87 福山市	855	29		826	51	67	63	7	4	
88 下関市	617	32		585	7	53	51	14	2	
89 徳島市	699	60		639	22					
90 高松市	1,095	50		1,045	21	52	46	4	6	1
91 松山市	871	51		820	11	85	82	6	3	
92 高知市	607	98	24	509	12					
93 北九州市	183	7		176	17	53	48	24	5	
94 福岡市	469	28	3	441	1					
95 久留米市	436	56	5	380	12					
96 長崎市	789	51	3	738	60					
97 佐世保市	609	60	1	549	6					
98 熊本市	799	79	11	720	17					
99 大分市	1,216	66		1,150	90	69	64	21	5	1
100 宮崎市	631	73	3	558	15					
101 鹿児島市	580	59	4	521	53					
政令市計	58,262	6,167	953	52,095	3,659 (2)	1,076	1,001	188	75	8

表3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等(1)

	釜房 ダム 貯水池		震ヶ浦			印旛沼			手賀沼			諏訪湖		琵琶湖			児島湖			中海		宍道湖	総数				
	宮城県	栃木県	茨城県	千葉県		千葉県																					
1																							2	2			
1の2																								7	7		
2			1		1				1		1			3										26	26		
3			11		6	1					1	2		3	1								1	23	23		
4			6		1	1						1		1								12	1	21	21		
5			7		2									2										11	11		
6																								0	0		
7														1										1	1		
8			1																				1	2	2		
9																								0	0		
10			5		2					2	1			8									1	1	20	20	
11														1											1	1	
12			1																						0	0	
13																									0	0	
14																									0	0	
15			1		1	1								4					1				1		1	12	12
16			4											1											3	3	
17			1																			1			0	0	
18																									0	0	
18の2					1																				1	1	
18の3																									0	0	
19										1				30	1										32	32	
20																									0	0	
21			1											1											2	2	
21の2																									0	0	
21の3			1																			1			2	2	
21の4			1																						1	1	
22														1											1	1	
23														3	1				1				1		6	6	
23の2																									0	0	
24																									0	0	
25																									0	0	
26			1																						1	1	
27			1											2											3	3	
28			1																						1	1	
29																									0	0	
30																									0	0	
31																									0	0	
32														1											1	1	
33			2		1									6											9	9	
34																									0	0	
35																									0	0	
36																									0	0	
37																									0	0	
38																									0	0	
39																									0	0	
40																									0	0	
41																									0	0	
42																									0	0	
43																									0	0	
44																									0	0	
45																									0	0	
46														6											6	6	
47			1		1									6					1						9	9	
48																									0	0	

表3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等(2)

	釜房ダム貯水池		震ヶ浦			印旛沼			手賀沼			諏訪湖		琵琶湖			児島湖			中海			宍道湖	総数
	宮城県	栃木県	茨城県	千葉県	千葉県	千葉市	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	岡山県	岡山市	倉敷市	鳥取県	島根県	島根県		
49																								0
50																								0
51																								0
51の2			1							1			2											4
51の3			1																					1
52																								0
53					2					1			3	1										7
54			1									6												7
55			2									1											2	5
56																								0
57													1											1
58			1									2	1											4
59																								0
60	1																					1		2
61					2					1			1								4			8
62			2		1							3												6
63			7								1		22	1							1			32
63の2																								0
63の3																								0
64																								0
64の2										1		7	2					1	1		1	1		14
65			17		8		1	2		2	3	42	4							1	4		84	
66			7							1	6	3						1		1	1		20	
66の2	8		14							1	10	28	7			1	4	6		3	8		90	
66の3			6		2			1				1				1					1		12	
66の4			3		6							7								1			17	
66の5			15		6	1		2			1	30	2			2	6	3			2		70	
66の6																		1					1	
66の7			1																				1	
67			6		1		1					4						2		1	3		18	
68													1										1	
68の2			6		4	1	1	2		1		4					1						20	
69			4									1											5	
69の2																							0	
69の3					1					1													3	
70																							0	
70の2												1											1	
71												2					1			2			5	
71の2			4		3					2		18	1			1	1		1	1			31	
71の3												2									1		3	
71の4			1																				1	
71の5																							0	
71の6					1																		1	
72			72	2	40	8	6	9		7	15	189				6	19	13	6	21	63		476	
73	1		6								2	6				2	3			4	4		28	
74							1				1	1	1				1		1	1	1		8	
みなし指定地域特定施設1			13		2					1	2	14	6				3	4	2		2		49	
みなし指定地域特定施設2	6		123	1	32	7	20	21	1	44	30	296	14			2	116	47	29	22	58		869	
湖沼特定事業場数	16	0	360	3	128	20	30	38	1	68	83	0	787	44	0	0	15	160	78	57	67	156	2,111	
指定施設1			7		2	1	1	1			3		5									3	23	
指定施設2			103								1												104	
指定施設計	0	0	110	0	2	1	1	1	0	0	4	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	3	127	
準用指定施設	25		967			18					24		165						2	20	35		1,256	
総計	41	0	1,437	3	130	39	31	39	1	68	111	0	957	44	0	0	15	160	78	59	87	194	3,494	

表4 特定事業場の上位10業種

順位	業種・施設名	事業場数 (構成比)	一日当たりの平均排水量 50m ³ 以上の事業場数	一日当たりの平均排水量 50m ³ 未満の事業場数
1	旅館業(66の2)	70,447 (24%)	4,863	65,584
2	畜産農業(1の2)	33,848 (12%)	375	33,473
3	自動式車両洗浄施設(71)	30,026 (10%)	108	29,918
4	洗たく業(67)	24,598 (9%)	501	24,097
5	豆腐・煮豆製造業(17)	14,180 (5%)	319	13,861
6	し尿処理施設(72)	12,649 (4%)	11,060	1,589
7	し尿浄化槽(201人以上500人以下) (指定地域特定施設)	11,709 (4%)	2,654	9,055
8	水産食料品製造業(3)	9,322 (3%)	768	8,554
9	写真現像業(68)	6,620 (2%)	22	6,598
10	酸・アルカリ表面処理施設(65)	6,083 (2%)	1,472	4,611
総計		219,482 (76%)	22,142	197,340

(注) 1. 業種・施設名の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 構成比は、全特定事業場に占める割合を表す。

表5 特定事業場の業種別内訳（1）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③	
			平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
1	鉱業・水洗炭業	(水) 171	46	7	125	1
		(瀬) 17	12	3	5	1
		188	58	10	130	2
1 の 2	畜産農業	(水) 33,840	367	7	33,473	89
		(瀬) 8	8	1		
		33,848	375	8	33,473	89
2	畜産食料品製造業	(水) 2,987	615	5	2,372	
		(瀬) 93	92		1	
		3,080	707	5	2,373	
3	水産食料品製造業	(水) 9,250	698		8,552	
		(瀬) 72	70		2	
		9,322	768		8,554	
4	保存食料品製造業	(水) 4,650	525		4,125	
		(瀬) 72	71		1	
		4,722	596		4,126	
5	みそ・しょう油グルタミン酸 ソーダ食酢等の製造業	(水) 3,591	169	3	3,422	2
		(瀬) 25	24	1	1	
		3,616	193	4	3,423	2
6	小麦粉製造業	(水) 15			15	
		(瀬)				
		15			15	
7	砂糖製造業	(水) 63	37		26	
		(瀬) 6	6			
		69	43		26	
8	パン・菓子製造業	(水) 1,190	44		1,146	
		(瀬) 24	24			
		1,214	68		1,146	
9	米菓・こうじ製造業	(水) 641	58		583	1
		(瀬) 1	1			
		642	59		583	1
10	飲料製造業	(水) 4,065	459	7	3,606	7
		(瀬) 70	67		3	
		4,135	526	7	3,609	7
11	動物系飼料有機質肥料製造業	(水) 530	103		427	3
		(瀬) 9	9			
		539	112		427	3
12	動植物性油脂製造業	(水) 262	45		217	2
		(瀬) 15	15	1		
		277	60	1	217	2
13	イースト製造業	(水) 4	2		2	
		(瀬) 1	1			
		5	3		2	
14	でん粉・化工でん粉製造業	(水) 158	86		72	
		(瀬) 4	4			
		162	90		72	

表5 特定事業場の業種別内訳（2）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	① 平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数		②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		③ 平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数		④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
			(水)	(瀨)						
15	ブドウ糖・水あめ製造業	(水)	70	14	1		56	1		
		(瀨)	1	1						
			71	15	1		56	1		
16	めん類製造業	(水)	3,301	115			3,186			
		(瀨)	35	34			1			
			3,336	149			3,187			
17	豆腐・煮豆製造業	(水)	14,133	273			13,860			
		(瀨)	47	46			1			
			14,180	319			13,861			
18	インスタントコーヒー製造業	(水)	50	3			47			
		(瀨)	1	1						
			51	4			47			
18 の 2	冷凍調理食品製造業	(水)	490	111			379			
		(瀨)	37	37						
			527	148			379			
18 の 3	たばこ製造業	(水)	11	4			7			
		(瀨)	1	1						
			12	5			7			
19	紡績・繊維製品製造業	(水)	2,691	418	84		2,273	151		
		(瀨)	227	224	19		3			
			2,918	642	103		2,276	151		
20	洗毛業	(水)	15	3	1		12	1		
		(瀨)								
			15	3	1		12	1		
21	化学繊維製造業	(水)	40	30	8		10	1		
		(瀨)	21	21	9					
			61	51	17		10	1		
21 の 2	一般製材業木材チップ製造業	(水)	181	11			170			
		(瀨)								
			181	11			170			
21 の 3	合板製造業	(水)	337	19			318	5		
		(瀨)	3	2			1			
			340	21			319	5		
21 の 4	パーティクルボード製造業	(水)	21	3			18	1		
		(瀨)	1	1						
			22	4			18	1		
22	木材薬品処理業	(水)	385	10	5		375	57		
		(瀨)								
			385	10	5		375	57		
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	(水)	749	360	40		389	4		
		(瀨)	104	103	15		1			
			853	463	55		390	4		
23 の 2	新聞業・出版業・印刷業・製版業	(水)	1,541	30	8		1,511	105		
		(瀨)	5	5	3					
			1,546	35	11		1,511	105		

表5 特定事業場の業種別内訳（3）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	① 平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数		②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		③ 平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数		④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
			(水)	(瀨)						
24	化学肥料製造業	(水)	62	19	10		43	5		
		(瀨)	12	12	10					
			74	31	20		43	5		
25	か性ソーダ・か性カリ製造業	(水)	4	2	2		2			
		(瀨)	1	1	1					
			5	3	3		2			
26	無機顔料製造業	(水)	35	18	7		17	4		
		(瀨)	19	19	12					
			54	37	19		17	4		
27	その他無機化学工業製品製造業	(水)	372	140	63		232	70		
		(瀨)	86	85	48		1			
			458	225	111		233	70		
28	アセチレン誘導品製造業	(水)	41	12	3		29	4		
		(瀨)	3	3	1					
			44	15	4		29	4		
29	コールタール製品製造業	(水)	5				5	1		
		(瀨)	4	4	2					
			9	4	2		5	1		
30	発 酵 工 業	(水)	32	11	2		21			
		(瀨)	1	1						
			33	12	2		21			
31	メタン誘導品製造業	(水)	12	4	2		8	4		
		(瀨)	1	1	1					
			13	5	3		8	4		
32	有機顔料・合成染料製造業	(水)	46	16	10		30	10		
		(瀨)	9	9	3					
			55	25	13		30	10		
33	合 成 樹 脂 製 造 業	(水)	256	125	52		131	17		
		(瀨)	41	40	14		1	1		
			297	165	66		132	18		
34	合 成 ゴ ム 製 造 業	(水)	12	8	4		4	1		
		(瀨)	2	2	1					
			14	10	5		4	1		
35	有機ゴム薬品製造業	(水)	9	5	3		4			
		(瀨)	4	4	3					
			13	9	6		4			
36	合 成 洗 剤 製 造 業	(水)	13	4			9			
		(瀨)	2	2	1					
			15	6	1		9			
37	その他石油化学工業	(水)	65	35	22		30	7		
		(瀨)	33	33	20					
			98	68	42		30	7		
38	石 け ん 製 造 業	(水)	28				28			
		(瀨)	3	3	1					
			31	3	1		28			

表5 特定事業場の業種別内訳（4）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	① 平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数		②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		③ 平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数		④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
			(水)	(瀨)						
39	硬 化 油 製 造 業	(水)	4	3			1			
		(瀨)	4	3			1			
40	脂 肪 酸 製 造 業	(水)	5	1			4			
		(瀨)	3	3						
			8	4			4			
41	香 料 製 造 業	(水)	44	14	7		30		5	
		(瀨)	4	4	2					
			48	18	9		30		5	
42	ゼラチン・にかわ製造業	(水)	5	1			4			
		(瀨)	1	1						
			6	2			4			
43	写 真 感 光 材 料 製 造 業	(水)	14	7	3		7		1	
		(瀨)	14	7	3		7		1	
44	天 然 樹 脂 製 品 製 造 業	(水)	9	1			8			
		(瀨)	4	4						
			13	5			8			
45	木 材 化 学 業	(水)	3				3		1	
		(瀨)	1	1						
			4	1			3		1	
46	その他有機化学工業製品製造業	(水)	356	164	83		192		51	
		(瀨)	49	48	24		1			
			405	212	107		193		51	
47	医 薬 品 製 造 業	(水)	312	158	67		154		39	
		(瀨)	32	30	15		2		2	
			344	188	82		156		41	
48	火 薬 製 造 業	(水)	8	4	2		4		3	
		(瀨)	3	3	1					
			11	7	3		4		3	
49	農 薬 製 造 業	(水)	30	6	5		24		11	
		(瀨)	2	2	2					
			32	8	7		24		11	
50	有 機 物 質 含 有 試 薬 製 造 業	(水)	5				5		3	
		(瀨)	5				5		3	
51	石 油 精 製 業	(水)	60	23	13		37		1	
		(瀨)	15	15	12					
			75	38	25		37		1	
51 の 2	自動車用タイヤ・チューブ・ゴ ムホース・工業用ゴム製品製造業	(水)	166	47	23		119		16	
		(瀨)	19	19	10					
			185	66	33		119		16	
51 の 3	医療・衛生用ゴム製品、ゴム手 袋・糸ゴム・ゴムバンド（ラテッ クス成形型）製造業	(水)	16	5	1		11			
		(瀨)	16	5	1		11			

表5 特定事業場の業種別内訳（5）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	① 平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数		②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		③ 平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数		④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
			(水)	(瀨)						
52	皮 革 製 造 業	(水)	124	5	4	119	5 (1)			
		(瀨)	1	1						
			125	6	4	119	5 (1)			
53	ガラス・ガラス製品製造業	(水)	836	137	82 (1)	699	343			
		(瀨)	9	9	6					
			845	146	88 (1)	699	343			
54	セメント製品製造業	(水)	3,131	80	17	3,051	210			
		(瀨)	16	13	8	3	2			
			3,147	93	25	3,054	212			
55	生コンクリート製造業	(水)	5,614	373	15	5,241	344			
		(瀨)	15	14	2	1				
			5,629	387	17	5,242	344			
56	有機質壁材製造業	(水)	41	4	3	37	2			
		(瀨)								
			41	4	3	37	2			
57	人造黒鉛電極製造業	(水)	8	7	2	1				
		(瀨)	1	1						
			9	8	2	1				
58	窯業原料精製業	(水)	881	82	28	799	77			
		(瀨)	5	5	1					
			886	87	29	799	77			
59	砕 石 業	(水)	865	87	3	778	3			
		(瀨)	15	12		3				
			880	99	3	781	3			
60	砂 利 採 取 業	(水)	2,234	236	1	1,998	3			
		(瀨)	12	10		2				
			2,246	246	1	2,000	3			
61	鉄 鋼 業	(水)	252	92	42	160	12			
		(瀨)	48	48	25					
			300	140	67	160	12			
62	非鉄金属製造業	(水)	226	72	45	154	50			
		(瀨)	21	20	14	1	1			
			247	92	59	155	51			
63	金属製品・機械器具製造業	(水)	2,400	493	276	1,907	500			
		(瀨)	68	64	32	4	1			
			2,468	557	308	1,911	501			
63 の 2	自動式洗びん施設	(水)	41	4		37				
		(瀨)	2	2						
			43	6		37				
63 の 3	石炭火力発電の廃ガス洗浄施設	(水)	26	23	12	3				
		(瀨)	14	14	4					
			40	37	16	3				
64	ガス供給業・コークス製造業	(水)	29	13	2	16	1			
		(瀨)	5	5	4					
			34	18	6	16	1			

表5 特定事業場の業種別内訳（6）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	① 平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数		②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		③ 平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数		④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
			(水)	(瀬)						
64 の 2	水道・工業用水道施設	(水)	705	258	22	447	20			
		(瀬)	60	46	5	14				
			765	304	27	461	20			
65	酸・アルカリ表面処理施設	(水)	5,878	1,279	760	4,599	1,506 (5)			
		(瀬)	205	193	121	12	5			
			6,083	1,472	881	4,611	1,511 (5)			
66	電気めっき施設	(水)	1,883	572	516	1,311	1,023 (2)			
		(瀬)	43	39	35	4	4			
			1,926	611	551	1,315	1,027 (2)			
66 の 2	旅館業	(水)	69,962	4,442	51	65,520	20			
		(瀬)	485	421	1	64				
			70,447	4,863	52	65,584	20			
66 の 3	共同調理場	(水)	918	246		672	1			
		(瀬)	44	42		2				
			962	288		674	1			
66 の 4	弁当仕出屋・弁当製造業	(水)	926	282		644				
		(瀬)	63	55		8				
			989	337		652				
66 の 5	飲食店	(水)	2,897	884	24	2,013	18			
		(瀬)	305	256	11	49				
			3,202	1,140	35	2,062	18			
66 の 6	そば・うどん・すし店・喫茶店	(水)	38	8		30				
		(瀬)	3	1		2				
			41	9		32				
66 の 7	料亭・バー・キャバレー・ ナイトクラブ	(水)	119	3		116	14			
		(瀬)	119	3		116	14			
67	洗たく業	(水)	24,541	451	61	24,090	2,252			
		(瀬)	57	50	5	7	1			
			24,598	501	66	24,097	2,253			
68	写真現像業	(水)	6,609	16	2	6,593	283			
		(瀬)	11	6	1	5				
			6,620	22	3	6,598	283			
68 の 2	病院	(水)	842	396	79	446	83			
		(瀬)	127	123	31	4	1			
			969	519	110	450	84			
69	と畜・死亡獣畜取扱業	(水)	227	123	1	104				
		(瀬)	13	12		1				
			240	135	1	105				
69 の 2	中央卸売市場	(水)	29	11		18				
		(瀬)	3	3						
			32	14		18				
69 の 3	地方卸売市場	(水)	78	42		36				
		(瀬)	3	3						
			81	45		36				

表5 特定事業場の業種別内訳（7）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	① 平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数		②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		③ 平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数		④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
			(水)	(瀬)						
70	廃油処理施設	(水)	29	6	1		23			
		(瀬)	3	3						
			32	9	1		23			
70 の 2	自動車分解整備事業の洗車施設	(水)	927	8	1		919	2		
		(瀬)	3	1		2				
			930	9	1		921	2		
71	自動式車両洗浄施設	(水)	30,010	96	1		29,914	35		
		(瀬)	16	12	1	4	1			
			30,026	108	2		29,918	36		
71 の 2	科学技術に関する研究・試験・ 検査を行う事業場	(水)	4,589	477	285		4,112	1,840 (6)		
		(瀬)	101	73	51	28	20			
			4,690	550	336		4,140	1,860 (6)		
71 の 3	一般廃棄物処理施設である 焼却施設	(水)	1,130	71	17		1,059	105		
		(瀬)	13	11	3	2				
			1,143	82	20		1,061	105		
71 の 4	産業廃棄物処理施設	(水)	506	91	26		415	79		
		(瀬)	7	6	4	1				
			513	97	30		416	79		
71 の 5	トリクロロエチレン等による 洗 浄 施 設 (前各号に該当するものを除く.)	(水)	1,315	59	58		1,256	1,137 (5)		
		(瀬)	8	7	6	1	1			
			1,323	66	64		1,257	1,138 (5)		
71 の 6	トリクロロエチレン等による 蒸 留 施 設 (前各号に該当するものを除く.)	(水)	56	7	7		49	37		
		(瀬)	3	3	2					
			59	10	9		49	37		
72	し尿処理施設	(水)	11,634	10,070	264		1,564	61		
		(瀬)	1,015	990	28	25	2			
			12,649	11,060	292		1,589	63		
73	下水道終末処理施設	(水)	2,582	2,174	406		408	383		
		(瀬)								
			2,582	2,174	406		408	383		
74	特定事業場からの廃水処理施設	(水)	665	372	117		293	32		
		(瀬)	41	39	14	2				
			706	411	131		295	32		
-	し尿浄化槽（201人以上500人以 下） （指定地域特定施設）		11,709	2,654	29		9,055	25		
			11,709	2,654	29		9,055	25		
	合 計	(水)	284,973	32,297	3,820 (1)		252,676	11,191 (19)		
		(瀬)	4,118	3,842	651	276	43			
			289,091	36,139	4,471 (1)		252,952	11,234 (19)		

(注) 1. 号番号は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
 2. 特定事業場数の欄中、上段は水質汚濁防止法に係るもの、中段は瀬戸内海法に係るもの、
 下段は両者の合計である。

表6 届出関係、計画変更命令等(1)

水質汚濁防止法

	第5条の届出			第7条届出	第8条に基づく等 計画変更命令等			第6条第1届出	第10条届出			第11条届出	
	第1項	第2項	計		第5条関係	第7条関係	計		氏名等変更	使用廃止	計		
1	北海道	158		158	189					338	210	548	98
2	青森県	37	2	39	50					59	37	96	18
3	岩手県	103		103	44					114	77	191	98
4	宮城県	36		36	59					77	51	128	31
5	秋田県	97		97	42			2		64	63	127	46
6	山形県	124		124	49					91	76	167	35
7	福島県	71		71	55					91	60	151	20
8	茨城県	228	3	231	70					177	140	317	43
9	栃木県	153		153	82					129	102	231	37
10	群馬県	128	1	129	55					191	148	339	31
11	埼玉県	123		123	111			5		256	123	379	49
12	千葉県	104		104	75			5		323	111	434	48
13	東京都	147		147	62					78	85	163	15
14	神奈川県	51		51	34					104	63	167	16
15	新潟県	125		125	122			2		155	160	315	49
16	富山県	67		67	43					37	35	72	13
17	石川県	34		34	64					110	59	169	22
18	福井県	51		51	25					26	33	59	7
19	山梨県	95		95	81					91	91	182	44
20	長野県	98		98	112					110	97	207	28
21	岐阜県	140		140	58					148	175	323	30
22	静岡県	158		158	190			8		201	96	297	38
23	愛知県	395		395	241			5		434	462	896	111
24	三重県	146		146	65					118	247	365	41
25	滋賀県	143		143	146					148	103	251	13
26	京都府	82		82	35			1		195	59	254	31
27	大阪府	49		49	27					56	72	128	9
28	兵庫県	55		55	30					100	67	167	
29	奈良県	26		26	2					11		11	5
30	和歌山県	42		42	16					54	27	81	18
31	鳥取県	30		30	20					51	25	76	16
32	島根県	84		84	58					82	66	148	55
33	岡山県	46		46	20					53	55	108	37
34	広島県	67		67	38					90	93	183	32
35	山口県	25		25	25					53	22	75	10
36	徳島県	29		29	11					38	9	47	10
37	香川県	42		42	11					85	64	149	42
38	愛媛県	60		60	30					88	86	174	26
39	高知県	44		44	10					46	60	106	32
40	福岡県	99		99	61					130	114	244	43
41	佐賀県	85		85	38					49	73	122	21
42	長崎県	249		249	55					57	69	126	28
43	熊本県	98		98	57					51	28	79	77
44	大分県	95		95	13					19	9	28	25
45	宮崎県	105		105	36			1		96	45	141	35
46	鹿児島県	102		102	33					55	30	85	17
47	沖縄県	19		19	12					5	12	17	3
都道府県計		4,545	6	4,551	2,762	0	0	0	29	5,134	3,989	9,123	1,553
政令市計		1,726	2	1,728	1,201	0	0	0	7	2,113	1,818	3,931	416
合計		6,271	8	6,279	3,963	0	0	0	36	7,247	5,807	13,054	1,969

表6 届出関係、計画変更命令等(2)

水質汚濁防止法

	第5条の届出			第7条届出	第8条に基づく等 計画変更命令等			第6条第1項届出	第10条届出			第11条届出
	第1項	第2項	計		第5条関係	第7条関係	計		氏名等変更	使用廃止	計	
1	札幌市			5					11	5	16	6
2	函館市	1		1					2	3	5	
3	旭川市	6		11					14	10	24	2
4	青森市	5		5					2	4	6	3
5	八戸市	11		11					15	8	23	5
6	盛岡市	15		15	6				12	13	25	4
7	仙台市	28		28	51				19	5	24	12
8	秋田市	23		23	8				21	34	55	4
9	山形市	22		22	8				49	18	67	7
10	福島市	12		12	6				20	8	28	4
11	郡山市	38		38	22			1	39	37	76	7
12	いわき市	27		27	14				51	37	88	1
13	水戸市	5		5	1				4	1	5	2
14	宇都宮市	53		53	20				13	7	20	3
15	前橋市	16		16	6				28	5	33	9
16	高崎市	6		6	14				31	8	39	10
17	さいたま市	28		28	14			1	54	42	96	12
18	川越市	13		13	42				40	6	46	6
19	川口市	1		1	7				5	4	9	3
20	所沢市	6		6	4				29	7	36	3
21	草加市	4		4	2				12	6	18	2
22	越谷市	2		2	2				9	1	10	
23	千葉市	21		21	15			1		48	48	5
24	市川市	6		6	17				37	17	54	7
25	船橋市	16		16	16				78	27	105	12
26	松戸市	10		10	6				27	55	82	4
27	柏市	6		6	3				8	8	16	1
28	原市	14		14	26				36	17	53	4
29	八王子市	26		26	8				55	51	106	7
30	町田市	3		3	2				6	3	9	1
31	横浜市	91		91	98				91	60	151	11
32	川崎市	77		77	54				45	74	119	13
33	横須賀市	3		3	8				9	12	21	3
34	平塚市	23		23	23				29	23	52	
35	藤沢市	11		11	8				13	12	25	1
36	小田原市	11		11	1				14	10	24	4
37	茅ヶ崎市	8		8	4				13	5	18	
38	相模原市	32		32	42				59	48	107	10
39	厚木市	25		25	14				20	20	40	5
40	大和市	5		5	2				10	6	16	1
41	新潟市	22		22	12				30	54	84	3
42	富山市	39		39	19				11	19	30	3
43	金沢市	21		21	17				16	12	28	4
44	福井市	33		33					10	6	16	
45	甲府市	11		11	2				1	2	3	
46	長野市	27		27	26				72	52	124	13
47	松本市	20		20	12				16	24	40	9
48	岐阜市	22		22	9				34	10	44	7
49	静岡市	22		22	29				15	19	34	7
50	浜松市	19		19	15			1	32	30	62	5

表6 届出関係、計画変更命令等(3)

水質汚濁防止法

	第5条の届出			第7条届出	第8条に基づく計画変更命令等			第6条第1項届出	第10条届出			第11条届出	
	第1項	第2項	計		第5条関係	第7条関係	計		氏名等変更	使用廃止	計		
51	沼津市	18		18	25					11	8	19	3
52	富士市	16		16	14			1		28	10	38	4
53	名古屋市	22		22	30					19	15	34	3
54	豊橋市	28		28	20					26	11	37	7
55	岡崎市	42		42	13					24	32	56	5
56	一宮市	8		8	6					38	53	91	9
57	春日井市	30		30	9					66	19	85	5
58	豊田市	104		104	43					58	90	148	6
59	四日市市	30		30	57					33	33	66	3
60	大津市	31		31	17					48	40	88	2
61	京都市	9		9	5					15	12	27	6
62	大阪市	10		10	10					16	6	22	
63	堺市	2	1	3	6					10	16	26	2
64	岸和田市	2		2						4	12	16	5
65	豊中市	5		5	3					4	2	6	
66	吹田市	9		9	2					3	9	12	3
67	高槻市	9		9	7					9		9	7
68	枚方市	14	1	15	5					14	11	25	
69	茨木市	5		5						7	2	9	1
70	八尾市	6		6	4					8	12	20	4
71	寝屋川市	4		4	3					9	8	17	1
72	東大阪市	1		1	1					5	7	12	
73	神戸市	5		5	5					20	12	32	1
74	姫路市	17		17	5					18	24	42	1
75	尼崎市	3		3						5	2	7	
76	明石市	5		5	7			1		12	5	17	2
77	西宮市	18		18						8	20	28	1
78	加古川市	10		10	2					8	11	19	2
79	宝塚市				1					2	2	4	
80	奈良市	5		5						3	3	6	2
81	和歌山市	7		7	1					7	4	11	2
82	鳥取市	6		6	13					22	2	24	2
83	岡山市	32		32	10					47	47	94	13
84	倉敷市	6		6						19	24	43	6
85	広島市	21		21	6					20	17	37	4
86	呉市	11		11	8					11	8	19	3
87	福山市	16		16	9					17	81	98	13
88	下関市	3		3	6					8	6	14	
89	徳島市	13		13	4					13	7	20	3
90	高松市	16		16	10					16	6	22	4
91	松山市	20		20	22					22	37	59	1
92	高知市	3		3	3								
93	北九州市	6		6	8					7	3	10	3
94	福岡市	4		4	3					8	4	12	3
95	久留米市	2		2	2			1		5	3	8	
96	長崎市	20		20	17					11	11	22	4
97	佐世保市	8		8	1					4	9	13	2
98	熊本市	39		39	12					13	14	27	6
99	大分市	42		42	8					43	17	60	10
100	宮崎市	25		25	7					11	22	33	5
101	鹿児島市	12		12	11					11	16	27	2
	政令市計	1,726	2	1,728	1,201	0	0	0	7	2,113	1,818	3,931	416

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（1）

水質汚濁防止法

		改善命令		一時停止命令		浄化措置命令 (第14条の3)		要請(第23条 第4項)		立入検査(第22条第1項)						
		第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第1項	第2項	公共用 水 域	地下水	立入検査事業場数						
										昼間 立入	うち地 下浸透 水にか かるも の	夜間 立入	うち地 下浸透 水にか かるも の	計		うち瀬戸内 海法上の特 定施設を設 置する工 場、事業場 に係るもの
1	北海道													1,513		
2	青森県									505	3	2		507	3	
3	岩手県									839		8		847		
4	宮城県	2								879				879		
5	秋田県									876				876		
6	山形県									242		1		243		
7	福島県									331				331		
8	茨城県									660	2			660	2	
9	栃木県	3								455				455		
10	群馬県	1								619	1			619	1	
11	埼玉県									2,150				2,150		
12	千葉県	2								995	2			995	2	
13	東京都									501	9			501	9	
14	神奈川県									380				380		
15	新潟県	2								707		9		716		
16	富山県									222				222		
17	石川県									308				308		
18	福井県									223				223		
19	山梨県	5								727				727		
20	長野県	1								759				759		
21	岐阜県									883				883		
22	静岡県									660		29		689		
23	愛知県	1								3,944				3,944		
24	三重県									728		5		733		
25	滋賀県									423				423		
26	京都府									364				364		117
27	大阪府	1								963				963		786
28	兵庫県									751		1		752		355
29	奈良県									255				255		203
30	和歌山県									164				164		49
31	鳥取県									430				430		
32	島根県									216				216		
33	岡山県									688				688		265
34	広島県	4								820		1		821		135
35	山口県									649				649		330
36	徳島県	2								386		2		388		195
37	香川県									660				660		293
38	愛媛県									485				485		149
39	高知県									330				330		
40	福岡県	1								658				658		47
41	佐賀県									514		5		519		
42	長崎県									776				776		
43	熊本県	2								648				648		
44	大分県	2		1						1,183				1,183		209
45	宮崎県									442				442		
46	鹿児島県									475				475		
47	沖縄県									213				213		
都道府県計		29	0	1	0	0	0	0	0	32,599	17	64	0	32,663	17	3,133
政令市計		8	0	0	0	0	0	0	0	13,397	127	704	0	14,101	127	2,950
合計		37	0	1	0	0	0	0	0	45,996	144	768	0	46,764	144	6,083

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(2)

水質汚濁防止法

		行政指導														
		公共用水域							地下水							
		指導件数			指導内容				指導件数			指導内容				
		文書	口頭	合計	処理施設の設置・改善	排水の一時停止	その他	合計	文書	口頭	合計	処理施設の設置・改善	排水の一時停止	地下水の浄化	その他	合計
1	北海道	30	281	311	31	5	275	311								
2	青森県	54	10	64	51		13	64								
3	岩手県	33	65	98	50		48	98		2	2				2	2
4	宮城県	38	1	39	8		31	39								
5	秋田県	72	34	106	40	15	51	106								
6	山形県	58	135	193	60	1	139	200		5	5				5	5
7	福島県	56	74	130	46		104	150		1	1				1	1
8	茨城県	112	221	333	104		267	371	2	2	4	2			2	4
9	栃木県	41	253	294	13		309	322	1		1			1		1
10	群馬県	66	244	310	67		243	310	1		1	1				1
11	埼玉県	199	707	906	94		812	906								
12	千葉県	87	197	284	97		187	284		23	23			1	22	23
13	東京都	13	217	230			230	230								
14	神奈川県	7	5	12	6		6	12								
15	新潟県	78	70	148	71		108	179								
16	富山県	4	7	11	4		7	11								
17	石川県	20		20	20			20								
18	福井県	6	38	44	10		34	44								
19	山梨県	33	61	94	94			94								
20	長野県	44	163	207	79	2	129	210								
21	岐阜県	12		12	12			12								
22	静岡県	42		42	8		34	42								
23	愛知県	125	75	200	28		172	200								
24	三重県	29	190	219	27	1	191	219								
25	滋賀県	61	24	85	9	1	78	88	1	6	7			3	4	7
26	京都府	20	36	56	6		50	56								
27	大阪府	51	349	400	197		203	400								
28	兵庫県	16	6	22	8		14	22								
29	奈良県	14	39	53	53			53								
30	和歌山県	9		9	9			9								
31	鳥取県	12	28	40	40			40								
32	島根県	40	37	77	1		79	80								
33	岡山県	38	12	50	13		39	52								
34	広島県	87	11	98	3		98	101								
35	山口県	24	19	43	6		37	43								
36	徳島県	12	26	38			38	38								
37	香川県	66	51	117	35		100	135								
38	愛媛県	7	7	14	14			14								
39	高知県	9		9	6		3	9								
40	福岡県	59		59	15		44	59								
41	佐賀県	24	1	25	23		2	25								
42	長崎県	9	83	92	23		69	92								
43	熊本県	11		11	6		5	11								
44	大分県	12	10	22	14		8	22								
45	宮崎県	25	36	61	48		13	61								
46	鹿児島県	34		34	34			34								
47	沖縄県	21	9	30	22		8	30								
都道府県計		1,920	3,832	5,752	1,605	25	4,278	5,908	5	39	44	3	0	5	36	44
政令市計		957	870	1,827	742	1	1,102	1,845	2	45	47	1	0	1	46	48
合計		2,877	4,702	7,579	2,347	26	5,380	7,753	7	84	91	4	0	6	82	92

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（3）

水質汚濁防止法

		改善命令		一時停止命令		浄化措置命令 (第14条の3)		要請(第23条 第4項)		立入検査(第22条第1項)						
		第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第1項	第2項	公共用 水 域	地下水	立入検査事業場数						
										昼間 立入	うち地 下浸透 水にか かるも の	夜間 立入	うち地 下浸透 水にか かるも の	計		うち地 下浸透 水にか かるも の
1	札幌市	1												69		
2	函館市									36				36		
3	旭川市									64		2		66		
4	青森市															
5	八戸市									92				92		
6	盛岡市									45				45		
7	仙台市									211				211		
8	秋田市									89		7		96		
9	山形市									66		3		69		
10	福島市									108				108		
11	郡山市									122				122		
12	いわき市									225				225		
13	水戸市									44				44		
14	宇都宮市									132				132		
15	前橋市									186				186		
16	高崎市									232		2		234		
17	さいたま市									396				396		
18	川越市									361				361		
19	川口市									128				128		
20	所沢市									99				99		
21	草加市									68				68		
22	越谷市	2								93				93		
23	千葉市									178		2		180		
24	市川市									105				105		
25	船橋市									220				220		
26	松戸市									122				122		
27	柏市									55				55		
28	市原市	2								148				148		
29	八王子市									86				86		
30	町田市									47				47		
31	横浜市									483	100			483	100	
32	川崎市									420		3		423		
33	横須賀市									52		4		56		
34	平塚市									80				80		
35	藤沢市									133		1		134		
36	小田原市									35				35		
37	茅ヶ崎市									59				59		
38	相模原市									211		27		211	27	
39	厚木市									12				12		
40	大和市									60				60		
41	新潟市									195		4		199		
42	富山市									241				241		
43	金沢市									209		5		214		
44	福井市									82				82		
45	甲府市									46				46		
46	長野市	1								115				115		
47	松本市									126		2		128		
48	岐阜市									145				145		
49	静岡市									58				58		
50	浜松市									64				64		

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（4）

水質汚濁防止法

			行政指導													
			公共用水域						地下水							
			指導件数			指導内容			指導件数			指導内容				
			文書	口頭	合計	処理施設 設置・改善	排水の 一時停止	その他	合計	文書	口頭	合計	処理施設 設置・改善	排水の 一時停止	地下水 の浄化	その他
1	札幌市	5		5	5		5									
2	函館市	1		1	1		1									
3	旭川市	2		2	2		2									
4	青森市															
5	八戸市	5	35	40	5		35	40								
6	盛岡市	23	25	48	10		38	48								
7	仙台市	13		13	13			13								
8	秋田市	7		7	7			7								
9	山形市	2	24	26	20		6	26	1	1	1		1		2	
10	福島市	13	26	39	1		38	39								
11	郡山市	6		6			6	6	1		1				1	
12	いわき市	9	4	13	12		1	13								
13	水戸市	9		9	9			9								
14	宇都宮市	1	6	7			7	7								
15	前橋市	29		29			29	29								
16	高崎市	22		22	22			22								
17	さいたま市	46		46	46			46								
18	川越市	48		48	48			48								
19	川口市	26		26	26			26								
20	所沢市	11		11	7		4	11								
21	草加市															
22	越谷市	21		21	21			21								
23	千葉市	14		14	1		13	14								
24	市川市	13	2	15	13		2	15								
25	船橋市	15		15			15	15								
26	松戸市	9	21	30	11		19	30	1		1			1	1	
27	柏市	7		7			7	7								
28	市原市	6		6	3		3	6								
29	八王子市	1	2	3	3			3								
30	町田市	4		4	4			4								
31	横浜市	30	289	319	1		318	319		44	44			44	44	
32	川崎市	11		11	11			11								
33	横須賀市	1		1			1	1								
34	平塚市	23		23	7		16	23								
35	藤沢市	5		5	5		5	10								
36	小田原市															
37	茅ヶ崎市	1	3	4	4			4								
38	相模原市	1	65	66	3		63	66								
39	厚木市	2	1	3	3			3								
40	大和市	1		1			1	1								
41	新潟市	18		18			18	18								
42	富山市	13	13	26			26	26								
43	金沢市	23	40	63	34		29	63								
44	福井市	9	6	15	11		4	15								
45	甲府市	2		2	2			2								
46	長野市	12	8	20			20	20								
47	松本市	8	24	32	7	1	24	32								
48	岐阜市	4		4	4			4								
49	静岡市	3		3	3			3								
50	浜松市		5	5	5			5								

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（5）

水質汚濁防止法

		改善命令		一時停止命令		浄化措置命令 (第14条の3)		要請(第23条 第4項)		立入検査(第22条第1項)						
		第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第1項	第2項	公共用 水 域	地下水	立入検査事業場数						
										昼間 立入	うち地 下浸透 水にか かるも の	夜間 立入	うち地 下浸透 水にか かるも の	計		
51	沼津市									31		26		57		
52	富士市									136		66		202		
53	名古屋市									289		14		303		
54	豊橋市									219				219		
55	岡崎市									180				180		
56	一宮市									184				184		
57	春日井市									146		2		148		
58	豊田市									163				163		
59	四日市市									84				84		
60	大津市									77				77		
61	京都市									48				48		24
62	大阪市									71		32		103		45
63	堺市											180		180		115
64	岸和田市									45				45		18
65	豊中市									9				9		
66	吹田市									42				42		25
67	高槻市									68		3		71		38
68	枚方市									194				194		71
69	茨木市									29				29		17
70	八尾市									152				152		118
71	寝屋川市									72				72		
72	東大阪市									164				164		26
73	神戸市									275				275		120
74	姫路市									271		7		278		189
75	尼崎市									226		50		276		173
76	明石市									80				80		48
77	西宮市									107		3		110		37
78	加古川市	2								233				233		153
79	宝塚市									12				12		10
80	奈良市									60				60		26
81	和歌山市									188		190		378		311
82	鳥取市									154				154		
83	岡山市									185				185		138
84	倉敷市									623		42		665		503
85	広島市									112		19		131		75
86	呉市									112		9		121		54
87	福山市									151		6		157		72
88	下関市									95		8		103		58
89	徳島市									171				171		73
90	高松市									103				103		50
91	松山市									267				267		121
92	高知市									20				20		
93	北九州市									120		1		121		101
94	福岡市									51				51		
95	久留米市									61				61		
96	長崎市									52				52		
97	佐世保市									62				62		
98	熊本市									64				64		
99	大分市									285		11		296		141
100	宮崎市									35				35		
101	鹿児島市									166				166		
政令市計		8	0	0	0	0	0	0	0	13,397	127	704	0	14,101	127	2,950

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（6）

水質汚濁防止法

		行政指導														
		公共用水域						地下水								
		指導件数			指導内容			指導件数			指導内容					
		文書	口頭	合計	処理施設 設置・改善	排水の 一時停止	その他	合計	文書	口頭	合計	処理施設 設置・改善	排水の 一時停止	地下水 の浄化	その他	合計
51	沼津市	15	16	31	31			31								
52	富士市	6		6	3		3	6								
53	名古屋	2	22	24	3		21	24								
54	豊橋市	52		52	52			52								
55	岡崎市	26		26			26	26								
56	一宮市	11	18	29	29			29								
57	春日井市	6	1	7	7			7								
58	豊田市	10		10	7		3	10								
59	四日市市	3		3	3			3								
60	大津市	14		14	1		13	14								
61	京都市	2		2	1		1	2								
62	大阪市	1		1			1	1								
63	堺市	15		15	15			15								
64	岸和田市	20		20	15		14	29								
65	豊中市															
66	吹田市		3	3			3	3								
67	高槻市	12		12			12	12								
68	枚方市	2	28	30			30	30								
69	茨木市		3	3	3			3								
70	八尾市	62		62	62			62								
71	寝屋川市	4		4	1		3	4								
72	東大阪市	4		4	2		2	4								
73	神戸市	1	13	14			14	14								
74	姫路市	14		14	1		13	14								
75	尼崎市	3		3			3	3								
76	明石市															
77	西宮市	3		3	3			3								
78	加古川市	5	50	55			55	55								
79	宝塚市		3	3	1		2	3								
80	奈良市		4	4	4			4								
81	和歌山市	9		9	7		2	9								
82	鳥取市	14	17	31	7		25	32								
83	岡山市	14	24	38	38			38								
84	倉敷市		20	20	3		17	20								
85	広島市	15		15	15			15								
86	呉市	4		4			4	4								
87	福山市	6	7	13	4		9	13								
88	下関市	11		11	3		8	11								
89	徳島市	10	3	13			13	13								
90	高松市	1		1			1	1								
91	松山市	5	18	23			23	23								
92	高知市	1		1	1			1								
93	北九州市	4		4	4			4								
94	福岡市	1		1			1	1								
95	久留米市	3	18	21	10		14	24								
96	長崎市	3		3	3			3								
97	佐世保市															
98	熊本市	2		2	1		1	2								
99	大分市	10	3	13	4		9	13								
100	宮崎市															
101	鹿児島市	16		16	8		8	16								
政令市計		957	870	1,827	742	1	1,102	1,845	2	45	47	1	0	1	46	48

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表 8 計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳

○改善命令（第13条第1項）

業種・施設名	件数	違反のおそれがある項目
豆腐・煮豆製造業（17）	4	BOD、COD、SS、水銀、ノルマルヘキサン抽出物質
洗たく業（67）	4	pH、BOD、SS、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン
し尿処理施設（72）	3	BOD、COD、SS、大腸菌群数、全窒素
畜産農業（1の2）	2	BOD、SS
保存食料品製造業（4）	2	BOD、COD
ガラス・ガラス製品製造業（53）	2	カドミウム
酸・アルカリ表面処理施設（65）	2	pH、ジクロロメタン
動物系飼料・有機質肥料製造業（11）	2	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物
畜産食料品製造業（2）	1	BOD、大腸菌群数
水産食料品製造業（3）	1	pH、COD、SS、ヒ素
みそ・しょう油・グルタミン酸ソーダ・食酢等の製造業（5）	1	BOD
米菓・こうじ製造業（9）	1	BOD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質、大腸菌群数
めん類製造業（16）	1	BOD
冷凍調理食品製造業（18の2）	1	BOD、SS
紡績・繊維製品製造業（19）	1	pH
その他無機化学工業製品製造業（27）	1	COD、SS
脂肪酸製造業（40）	1	BOD
皮革製造業（52）	1	pH、BOD、SS、全窒素
セメント製品製造業（54）	1	SS
弁当仕出屋・弁当製造業（66の4）	1	BOD、SS、大腸菌群数
飲食店（66の5）	1	BOD、SS、全窒素、全磷、大腸菌群数
自動式車両洗浄施設（71）	1	pH
科学技術に関する研究・試験・検査を行う事業場（71の2）	1	総水銀
指定地域特定施設	1	pH

○一時停止命令（第13条第1項）

業種・施設名	件数	違反のおそれがある項目
水産食料品製造業（3）	1	pH、COD、SS、ヒ素

（注）

1. 業種における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 表 7 において件数が 0 のものについては掲載していない。

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（1）

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)					緊急時の措置 (第18条)
				第1項		第2項		第3項	
				公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	応急措置 命令	
1	北海道			11		36	2		
2	青森県			2		7			
3	岩手県			1		3			
4	宮城県								
5	秋田県					6			
6	山形県			11		21			
7	福島県			7		11	1		
8	茨城県			2		2			
9	栃木県								
10	群馬県			1		4			
11	埼玉県			6	1				
12	千葉県			4	3	1			
13	東京都					1	1		
14	神奈川県			1		1			
15	新潟県	1		8		16	2		
16	富山県			2		5			
17	石川県			3		6			
18	福井県					5	1		
19	山梨県			2		1			
20	長野県			3		10			
21	岐阜県			6	1	10			
22	静岡県								
23	愛知県			5		5			
24	三重県			2		2			
25	滋賀県			24		6			
26	京都府								
27	大阪府					2			
28	兵庫県			1		3			
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県			3		6			
32	島根県			2		1			
33	岡山県			3		4			
34	広島県	1		7					
35	山口県			1		1			
36	徳島県								
37	香川県			3					
38	愛媛県			1		2			
39	高知県					2			
40	福岡県			12		12			
41	佐賀県			6		9			
42	長崎県								
43	熊本県			1		1	2		
44	大分県					26			
45	宮崎県								
46	鹿児島県			2		2			
47	沖縄県			1					
都道府県計		2	0	0	144	5	230	9	0
政令市計		10	0	0	40	3	65	4	0
合計		12	0	0	184	8	295	13	0

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（2）

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)					緊急時の措置 (第18条)
				第1項		第2項		第3項	
				公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	応急措置 命令	
1	札幌市						2	4	
2	函館市								
3	旭川市								
4	青森市								
5	八戸市								
6	盛岡市						1		
7	仙台市			1			1		
8	秋田市			1			5		
9	山形市				1				
10	福島市						4		
11	郡山市								
12	いわき市								
13	水戸市								
14	宇都宮市								
15	前橋市								
16	高崎市								
17	さいたま市			1			1		
18	川越市								
19	川口市						1		
20	所沢市			1					
21	草加市								
22	越谷市								
23	千葉市	1		1					
24	市川市						1		
25	船橋市								
26	松戸市								
27	柏市								
28	市原市			4			2		
29	八王子市								
30	町田市								
31	横浜市	2					1		
32	川崎市	1					8		
33	横須賀市						1		
34	平塚市			1			1		
35	藤沢市	1							
36	小田原市								
37	茅ヶ崎市								
38	相模原市								
39	厚木市								
40	大和市								
41	新潟市	1					1		
42	富山市								
43	金沢市								
44	福井市			1			1		
45	甲府市								
46	長野市						2		
47	松本市						2		
48	岐阜市								
49	静岡市								
50	浜松市			5			2		

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（3）

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)					緊急時の措置 (第18条)
				第1項		第2項		第3項	
				公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	応急措置 命令	
51	沼津市								
52	富士市								
53	名古屋市								
54	豊橋市								
55	岡崎市						2		
56	一宮市						1		
57	春日井市				1				
58	豊田市			1		1			
59	四日市市								
60	大津市			2					
61	京都市								
62	大阪市								
63	堺市	1							
64	岸和田市								
65	豊中市								
66	吹田市								
67	高槻市								
68	枚方市								
69	茨木市					1			
70	八尾市								
71	寝屋川市								
72	東大阪市								
73	神戸市					2			
74	姫路市								
75	尼崎市			1	1				
76	明石市								
77	西宮市								
78	加古川市			2					
79	宝塚市								
80	奈良市					1			
81	和歌山市			2					
82	鳥取市					4			
83	岡山市			3		2			
84	倉敷市								
85	広島市	1		4		1			
86	呉市								
87	福山市			4					
88	下関市								
89	徳島市								
90	高松市								
91	松山市			1		1			
92	高知市								
93	北九州市	2							
94	福岡市								
95	久留米市								
96	長崎市								
97	佐世保市								
98	熊本市					2			
99	大分市								
100	宮崎市					2			
101	鹿児島市					8			
政令市計		10	0	0	40	3	65	4	0

表10 排水基準違反等の違反業種、違反項目別内訳

○排水基準違反業種別内訳（第31条）

違反業種	件数
その他無機化学工業製品製造業（27）	2
みそ・醤油・グルタミン酸ソーダ・食酢等の製造業（05）	1
動植物性油脂製造業（12）	1
金属製品・機械器具製造業（63）	1
石炭火力発電の廃ガス洗浄施設（63-3）	1
ガス供給業・コークス製造業（64）	1
電気めっき施設（66）	1
洗たく業（67）	1
自動式車両洗浄施設（71）	1
し尿処理施設（72）	1
下水道終末処理施設（73）	1

○排水基準違反項目別内訳（第31条）

違反項目	件数
pH	6
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	3
BOD	1
COD	1
SS	1
六価クロム	1

（注）

1. 違反業種の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 1事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反項目別の合計件数は必ずしも一致しない。
3. 表9において件数が0のものについては掲載していない。
4. 海上保安庁単独での検挙分を含む

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（1）

水質汚濁防止法

	指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の3 指導等 ※（ ）内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
		第5条 関係	第7条 関係		日平均排水 量50m ³ 未満	施行令別表 第4の施設 を設置する 事業場	その他				
東 京 湾	埼玉県	679						26			6,583
	千葉県	254						6			1,980
	東京都	100						7			1,457
	神奈川県	2						2			153
	都府県計	1,035						41			10,173
	政令市計	901						60	2		6,309
	合計	1,936						101	2		16,482
伊 勢 湾	岐阜県	890						7			5,741
	愛知県	1,337			10			54			8,185
	三重県	693						32			4,605
	都府県計	2,920			10			93			18,531
	政令市計	819			3 (2)		4	45			4,920
	合計	3,739			13 (2)		4	138			23,451
瀬 戸 内 海	京都府	220						11			1,432
	大阪府	339						12 (4)	356		1,951
	兵庫県	690						10			4,350
	奈良県	402						10			1,922
	和歌山県	220						6			1,128
	岡山県	426						23			3,038
	広島県	471						54			2,842
	山口県	536						20			3,046
	徳島県	334						241			2,942
	香川県	336						14			3,440
海	愛媛県	422						7			3,388
	福岡県	98						3			492
	大分県	320						5			3,102
	都府県計	4,814						12 (4)	760		33,073
	政令市計	2,088						8 (5)	199		15,387
	合計	6,902						20 (9)	959		48,460
都府県合計	8,769	0	0	0	10 (0)	0 0	12 (4)	894	0	0	61,777
政令市合計	3,808	0	0	0	3 (2)	0 0	12 (5)	304	0	2	26,616
合計	12,577	0	0	0	13 (2)	0 0	24 (9)	1,198	0	2	88,393

(注) 「その他特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（2）

水質汚濁防止法

	指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の3 指導等 ※（ ）内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
		第5条 関係	第7条 関係		日平均排水 量50m ³ 未満	施行令別表 第4の施設 を設置する 事業場	その他				
東 京 湾	さいたま市	84						2			904
	川越市	41						8			326
	川口市	21									135
	所沢市	22									152
	草加市	12									161
	越谷市	23									271
	千葉市	51									373
	市川市	88						4			321
	船橋市	192						6			351
	松戸市	44						7			287
湾	柏市	8									9
	市原市	95						7		2	483
	八王子市	52						3			623
	町田市	16									51
	横浜市	79						10			1,091
	川崎市	63						13			695
	横須賀市	10									76
政令市計	901						60		2	6,309	
伊 勢 湾	岐阜市	78									830
	名古屋市	80				3 (2)		11			360
	豊橋市	102						2			691
	岡崎市	102						3			429
	一宮市	100						6			546
	春日井市	79						4			462
	豊田市	170						10		4	835
	四日市市	108						9			767
政令市計	819				3 (2)		45		4	4,920	
瀬 戸 内	京都市	41						1			1,155
	大阪市	25									61
	堺市	124						6			676
	岸和田市	14									340
	豊中市	2									45
	吹田市	11									71
	高槻市	24									153
	枚方市	60						1			172
	茨木市	10									83
	八尾市	31									377
海	寝屋川市	13								1	176
	東大阪市	29									316
	神戸市	89						2			703
	姫路市	131						6			424
	尼崎市	24						1			86
	明石市	23						2			144
	西宮市	17									192
	加古川市	41						38			233
	宝塚市	6						6			101
	奈良市	42						1			333
海	和歌山市	130						4			688
	岡山市	216						6			1,107
	倉敷市	169						9			927
	広島市	84									968
	呉市	43						1			636
	福山市	92								7 (5)	830
	下関市	73						5			549
	徳島市	110						3			642
	高松市	96									1,051
	松山市	133						4			823
北九州	北九州市	55									170
	大分市	130						5			1,155
政令市計	2,088						8 (5)	199		15,387	
政令市合計	3,808	0	0	0	3 (2)	0 (0)	12 (5)	304	0	2	26,616

表12 計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳

○総量規制関連罰則

違反業種	件数
でん粉・化工でん粉製造業 (14)	1
酸・アルカリ表面処理施設 (65)	1

○総量規制関連違反内容

違反条項	件数
第14条第2項	2

(注)

1. 違反業種の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 表11において件数が0件の場合は掲載していない。

表13 瀬戸内海法に基づく許可、措置命令および届出等

瀬戸内海法

	第5条第1項の許可				第8条第1項の許可				第11条の措置命令			第9条 届出			第10条第3項出	第12条の8届出		
	申請	許可	不許可	審査中	申請	許可	不許可	審査中	第5条関係	第8条関係	計	第7条第2項出	第8条第4項出	氏名等変更			使用廃止	計
京都府	8	8			21	21								28	12	40	2	
大阪府	12	7		5	22	16		6	1	1	1	17	40	25	65	7		
兵庫県	62	50		12	82	78		4				3	71	56	127	7		
奈良県		1			4	4							4	3	7	3		
和歌山県	3	2		1	4	2		2					11	4	15	5		
岡山県	21	14		7	17	16		1				3	24	11	35	14		
広島県	20	19		1	39	35		4				13	51	19	70	12		
山口県	33	28		5	65	55		10				4	44	10	54	5		
徳島県	25	19		6	42	34		8				1	47	12	59	8		
香川県	20	20		3	11	11		1					38	12	50	9		
愛媛県	10	8		2	22	21		1					22	8	30	6		
福岡県	2	2			3	3							2	2	4			
大分県	14	10		4	5	5							8	2	10	5		
都道府県計	230	188	0	46	337	301	0	37	1	0	1	1	41	390	176	566	83	0
京都市													3	2	5	1		
大阪市	4	4			2	2						2	5	1	6			
堺市	10	10			12	12						1	7	12	19	2		
高槻市					2	2							1		1	3		
東大阪市																		
神戸市	8	8			7	11						1	9	2	11	2		
姫路市	9	9			14	14							11	7	18	3		
奈良市													2		2			
和歌山市	7	7			12	12						4	7	2	9	2		
岡山市	8	8			6	6						1	14	8	22	4		
倉敷市	17	17			38	38						4	19	14	33	5		
広島市	3	3			5	5							4	2	6			
福山市	1	1			3	3							2	7	9	2		
下関市	2	2			2	2							7	2	9	1		
高松市													9	1	10	1		
松山市	8	8			7	7							20	6	26			
北九州市	18	15		3	27	25		2					13	15	28	1		
大分市	7	7			9	9						5	12	6	18	2		
政令市計	102	99	0	3	146	148	0	2	0	0	0	0	18	145	87	232	29	0
合計	332	287	0	49	483	449	0	39	1	0	1	1	59	535	263	798	112	0

表14 瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳

○措置命令（第5条関係）

業種・施設名	件数
豆腐・煮豆製造業（17）	1

（注）

1. 業種の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 1事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反項目別の合計件数は必ずしも一致しない。
3. 表13において件数が0件の場合は掲載していない。

表15 湖沼特定施設等の届出件数等

水濁法・湖沼法

	施設区分(*1)	金房夕	霞ヶ浦	印旛沼	手賀沼	諏訪湖	野尻湖	琵琶湖	児島湖	中海	宍道湖	総数									
		宮城県	栃木県 茨城県	千葉県 千葉県 千葉県	千葉県 千葉県 船橋市	千葉県 松戸市 柏市	長野県 長野県	滋賀県 大津市 京都府 京都市	岡山県 岡山市 倉敷市	鳥取県 島根県	島根県										
湖沼特定施設(みなし指定地域特定施設を含む。)	第5条届出	(1)		39	17	2	2		6	27	139	20			2	7	20	281			
		(2)		2	2		2	2			2	1			1			2	14		
		(3)																4	4		
	第7条届出	(1)		5	14	1	4		3	10	140	12			3	1	5	16	214		
		(2)			3				1		2			1	4			1	12		
		(3)																	0		
	第8条計画変更命令等	(第5条関係)	(1)																0		
			(2)																0		
			(3)																0		
		(第7条関係)	(1)																	0	
			(2)																	0	
			(3)																	0	
	計	(1)																	0		
		(2)																	0		
		(3)																	0		
	第6条届出	(1)																	0		
		(2)																	0		
		(3)																	0		
	第10条届出	氏名等変更	(1)		29	44	1	2	1	8	29	145	44			1	5	4	13	326	
			(2)		3	12		3	4		7	2	17	3		1	5	2		3	62
			(3)																		0
		使用廃止	(1)		18	15		1	3	8	39	102	35				7		3	10	241
			(2)		2			1	3	3	2	7	1			7	3			4	50
			(3)																		0
	第11条届出	(1)		5					1	7	13	2			1	4		3	36		
		(2)		1	1	1	1		2		1	2			3			4	16		
		(3)																1	1		
湖沼法	第8条(計画変更命令等)																	0			
	第10条(改善命令等)																	0			
指定施設(第20条については、準用指定施設を含む。)	湖沼法	第15条届出																0			
		第16条届出																	0		
		第17条第1項届出																	0		
		第17条第2項届出	氏名等変更																	0	
			使用廃止																	0	
		第18条届出																		0	
		第20条(改善命令等)	第1項																	0	
第2項																		0			
立入検査数	昼間立入件数			45					56		121							222			
	夜間立入件数																	0			
行政指導	湖沼特定事業場・指定施設にかかる指導(*2)	件数	文書		14		2		14		28				4			62			
			口頭		15						1			3	5			24			
		内容	処理施設の改善		13							3				9			25		
			排水の一時停止																0		
	湖沼法第24条による指導	内容	文書		20		2		14		26				3			65			
口頭																		0			

(注) *1: 施設区分(1: 湖沼特定施設(2, 3を除く)、2: みなし指定地域特定施設、3: 準用指定施設)

*2: 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

参考 平成16年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
1 特定事業場数			
(1) 全特定事業場数	292,379	290,759	289,091
① 50m ³ /日以上	37,017	36,543	36,139
うち有害物質使用特定事業場	4,475(2)	4,424(1)	4,471(1)
② 50m ³ /日未満	255,362	254,216	252,952
うち有害物質使用特定事業場	10,526(15)	10,567(14)	11,234(19)
(2) 特定事業場の上位3業種	1. 旅館業 (71,184) 2. 畜産農業 (34,089) 3. 自動式車両洗浄施設 (29,598)	1. 旅館業 (70,849) 2. 畜産農業 (33,920) 3. 自動式車両洗浄施設 (29,816)	1. 旅館業 (70,447) 2. 畜産農業 (33,848) 3. 自動式車両洗浄施設 (30,026)
2 計画変更命令（法第8条等）	0件	0件	0件
3 改善命令等（法第13条等）			
①改善命令	35件	44件	37件
②一時停止命令	5件	4件	1件
4 地下水の浄化措置命令 （法第14条の3）	0件	0件	0件
5 立入検査（法第22条）	47,972件	47,393件	46,764件
（昼間立入）	(47,452件)	(46,750件)	(45,996件)
（夜間立入）	(520件)	(643件)	(768件)
6 行政指導	7,112件	6,993件	7,670件
7 緊急時の措置（法第18条）	0件	0件	0件
8 措置の要請（法第23条）	0件	0件	0件
9 罰則の適用			
①排水基準違反（法第31条）	4件	14件	12件
②改善命令等違反（法第30条）	0件	0件	0件
③その他法違反	0件	2件	2件
（水質総量規制関連を含む）			

(注) 「1 特定事業場数(1)全特定事業場数」において、括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。